

告 示

埼玉県告示第九十五号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年一月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

- イ ニー（ニ・五―ジメトキシ―四―メチルフェニル）エタンアミン（通称名二
C―D）及びその塩類
- ロ ニー〔ビス（四―フルオロフェニル）メチル〕スルフィニル〕―N―メチ
ルアセトアミド（通称名Modafinil）及びその塩類
- ハ ー―メトキシ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル―一―（シ
クロヘキシルメチル）―H―インダゾール―三―カルボキシラート（通称名
MOCHMINACA）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十八年一月二十二日